

東京都青少年の 健全な育成に関する 条例のあらまし

青少年が安心して育つ環境をつくるのは、
大人の責任です。



基本理念（条例前文）

われら都民は、次代の社会になうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもつて生活を律するように努めなければならない。

(5) 指定図書類・表示図書類の区分陳列（第9条,第9条の2）

図書類販売業者等は、指定図書類を他の図書類と明確に区分陳列し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければなりません。（区分陳列）

また、表示図書類についても区分陳列するよう努めなければなりません。

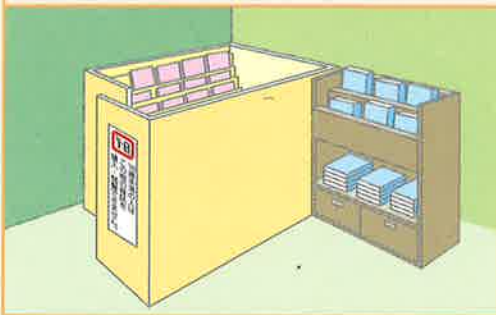
この他、指定図書類等の陳列場所には、青少年への販売等を制限する掲示をしなければなりません。

●青少年制限の掲示の一例●
（よく見える大きさの文字を使用する。）

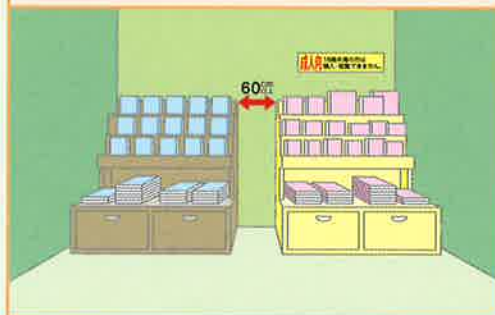
18歳未満の人は、
この棚の雑誌を
購入・閲覧できません。

区分陳列方法の例

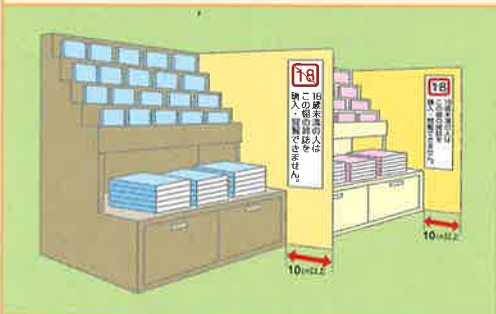
間仕切り、ついたてなどで陳列場所を隔離し、入り口に青少年制限の掲示をする。



陳列棚を60センチ以上離し、見やすい箇所に青少年制限の掲示をする。



陳列棚の左右に、10センチ以上はりだす仕切り板をつけ、その表面に青少年制限の掲示をする。



150センチ以上の高さに、まとめて背立てで配架し、見やすい箇所に青少年制限の掲示をする。



罰則
青少年に対する指定図書類の販売、頒布、貸し付け、区分陳列及び包装義務の違反者に対しては警告が発せられ、それに従わず、なお、違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

※ただし、スペースがない販売店などが、上記方法による区分陳列を講じることが困難な場合は、レジから直近の場所で店員が容易に見通せるところに指定図書類を陳列する方法も区分陳列方法として認められます。

(6) 表示図書類に係る図書類発行業者の責務（第9条の2）

図書類発行業者は、不健全図書類の指定基準（P4(1)）に照らして、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる図書類に、「青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない」旨の表示をするよう努めなければなりません。（このような表示を付した図書類を、「表示図書類」といいます。）

表示図書類識別マーク（例）

●書籍・雑誌等



●ビデオ・DVD



●パソコンゲーム



●テレビゲーム



（代表例）

※ビデオ・DVDの表示は、「成人指定」等と表記されています。